

平成27年第1回大多喜町議会定例会4月会議を開きました。

◎提出された議案の会議結果は次のとおりです。

議案番号	件名及び内容	議決月日	審議結果
報告 第1号	<p><u>専決処分の報告について</u></p> <p>地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係する大多喜町税条例の改正を行う必要が生じた。</p> <p>この改正は、町長の専決処分事項に指定されていることから、3月31日に専決処分により改正を行い、それが議会に報告された。</p> <p>○主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー法の施行に関する改正 ・町民税、固定資産税、軽自動車税の減免の申請期限の明確化 ・個人の町民税の寄付金控除額に係る申告の特例の新設 ・固定資産税の課税標準特例 ・軽自動車税の税率の特例等 ・たばこ税の税率の特例の廃止 	—	—
報告 第2号	<p><u>専決処分の報告について</u></p> <p>半島振興法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、大多喜町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例についても改正を行う必要が生じた。</p> <p>この改正は、町長の専決処分事項に指定されていることから、3月31日に専決処分により改正を行い、それが議会に報告された。</p> <p>○主な改正項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置（不均一課税）の対象事業の追加 ・失効日の改正（平成27年3月31日から平成37年3月31日に10年延長） 	—	—
報告 第3号	<p><u>専決処分の報告について</u></p> <p>地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係する大多喜町国民健康保険税条例の改正を行う必要が生じた。</p> <p>この改正は、町長の専決処分事項に指定されていることから、3月31日に専決処分により改正を行い、それが議会に報告された。</p> <p>○主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税限度額の改正 ・減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更 	—	—
議案 第38号	<p><u>損害賠償の額を定めることについて</u></p> <p>車両の物損事故による損害賠償について、町の賠償額として32,940円を決定した。</p>	4月28日	原案可決
議案 第39号	<p><u>平成27年度大多喜町一般会計予算補正予算（第1号）</u></p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,988千円を追加し、総額をそれぞれ4,315,988千円とした。</p> <p>内容は、授業中に発生した事故の損害賠償金及び弁護士費用、並びに車両の物損事故に係る損害賠償金等による増額です。</p>	4月28日	原案可決